要介護認定を受けている人に
「障害者控除対象者認定書」を発行します

問 介護保険課　☎23-3290

介護保険の要介護認定を受けている人のうち、障がい者に準ずる状態と認められる人に、年末調整や確定申告時で障害者控除を受けるための「障害者控除対象者認定書」を交付します。

● 対象者（下記の要件をすべて満たす人）
・認定基準日時点で、要介護１から５の認定を受けている65歳以上の人
・認知症または身体の障がいの程度が一定の基準に該当する人

● 認定基準日　年末調整や確定申告の対象となる年の12月31日
※年の途中で亡くなった場合は、亡くなった日

● 申請できる人　本人、親族、成年後見人など

● 申請に必要なもの　来庁する人の本人確認書類
※成年後見人の場合、登記事項証明書も必要です。

● 申請窓口　介護保険課（健康福祉センター）、市民課（安来庁舎）、伯太地域センター（伯太庁舎）

● 認定書の交付　介護保険課では即日交付します。その他の窓口で申請する場合は、後日申請者へ郵送します。

※申請書は申請窓口に設置しています。市ホームページ（右２次元コード）からダウンロードできます。

「おむつ代の医療費控除証明書」を発行します

問 介護保険課　☎23-3290

おむつ代を医療費控除の対象として申告するには、医師の発行するおむつ使用証明書が必要です。ただし、右記の対象者に該当する場合は、市が交付する証明書で代用できます。

※ 交付を希望する人は、事前に介護保険課へお問い合わせください。

● 対象者（下記の要件をすべて満たす人）
・介護保険の要介護認定を受けている人
・寝たきりの状態や尿失禁が、介護保険主治医意見書で確認できる人

だんだんサミット
中海・宍道湖・大山圏域市長会
問 ☎0852-55-5056

近代化の歴史からみた5市のつながり
～近代化の旗手・鉄道から～

明治時代以降、私たちの暮らしを支え、社会を発展させた原動力のひとつが交通インフラとしての鉄道です。

明治35年、山陰地方初の鉄道が境―御来屋（みくりや）間に開通しました。これを皮切りに鉄道のまち・米子を起点に線路は東西に延伸し、明治41年に米子―安来間と安来―松江間が開業します。そして、明治45年には山陰本線京都―出雲今市間が全線開通しました。

それまで船舶が主役だったモノとヒトの大量輸送が鉄道に変わり、今日までの5市（安来市、米子市、境港市、松江市、出雲市）の発展を力強く支えてきました。近代化の旗手となった鉄道は、鉄道省から日本国有鉄道へ、さらにＪＲへと引き継がれ、モータリゼーションが進む現在も、私たちの暮らしに欠かせない交通基盤として親しまれ続けています。

（執筆：米子市立山陰歴史館
館長　中原（なかはら）　斉（ひとし））


▶D51型蒸気機関車